

薬生発0328第7号  
平成29年3月28日

各都道府県知事殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
(公印省略)

都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件について

「都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件」(平成29年厚生労働省告示第90号)が告示され、平成29年4月1日から適用されることとなつたため、貴管下関係業者に対して周知を図るとともに、円滑な事務処理が行われるよう特段の配慮をお願いいたします。

記

1 告示の改正の趣旨及び主な内容

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)第80条第2項第5号の規定に基づき都道府県知事に承認の権限が委任されている医薬部外品のうちビタミン含有保健剤について、その委任の範囲を次のとおり改正したこと。

(1) 剤形

剤形にゼリー状ドロップ剤を追加したこと。

(2) 効能及び効果の範囲

効能及び効果の範囲を次のとおりとし、ウ又はエを承認する場合は、申請に基づき効能及び効果の具体例(別添別表第十三の二参照)を併せて承認することを可能としたこと。

ア 体力、身体抵抗力又は集中力の維持・改善

イ 疲労の回復・予防

ウ 虚弱体質(加齢による身体虚弱を含む。)に伴う身体不調の改善・予防

エ 日常生活における栄養不良に伴う身体不調の改善・予防

オ 病中病後の体力低下時、発熱を伴う消耗性疾患時、食欲不振時、妊娠授乳期又は産前産後等の栄養補給

(3) その他

日本薬局方の改正等に伴い、所要の規定の整備を行ったこと。

2 留意事項

今回の改正を踏まえたビタミン含有保健剤の承認申請の取扱い上の留意点等については、別途通知する。





		I A 項	区分	有効成分名	一日最大分量	一日最小分量		II
B 項							III	IV
							A 項	B 項
硝酸ビスチアミン	硫酸ビスチアミン	(一) 五 mg	硫酸ビスチアミン	一 mg	mg	mg	ビタミン A 油	二 mg
チアミン塩化物塩酸塩	チアミン塩化物塩酸塩	(一) 五 mg	チアミン塩化物塩酸塩	mg	mg	mg	リボフラビン	二 mg
チアミンジスルフィド	チアミンジスルフィド	(一) 五 mg	チアミンジスルフィド	mg	mg	mg	リボフラビン 酸エステル	二 mg
デル塩	デル塩	(一) 五 mg	デル塩	mg	mg	mg	リボフラビン 酸エステル	二 mg
チアミン硝化物	チアミン硝化物	(一) 五 mg	チアミン硝化物	mg	mg	mg	ビタミン A 油	二 mg
オクトチアミン	オクトチアミン	(一) 五 mg	オクトチアミン	mg	mg	mg	ビタミン A 油	二 mg
シコチアミン	シコチアミン	(一) 五 mg	シコチアミン	mg	mg	mg	ビタミン A 油	二 mg
セトチアミン塩酸塩水和物	セトチアミン塩酸塩水和物	(一) 五 mg	セトチアミン塩酸塩水和物	mg	mg	mg	ビタミン A 油	二 mg
ビスピチアミン	ビスピチアミン	(一) 五 mg	ビスピチアミン	mg	mg	mg	ビタミン A 油	二 mg
フルスルチアミン	フルスルチアミン	(一) 五 mg	フルスルチアミン	mg	mg	mg	ビタミン A 油	二 mg
ベンフロチアミン	ベンフロチアミン	(一) 五 mg	ベンフロチアミン	mg	mg	mg	ビタミン A 油	二 mg

○厚生労働省告示第九十号  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第五号の規定に基づき、都道府県知事の承認に係る医薬部外品（平成六年厚生省告示第百九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。ただし、同日前に申請のあつたビタミン含有保健剤の製造販売の承認については、なお従前の例による。

平成二十九年三月二十八日 厚生労働大臣 塩崎恭久

第七号中「製剤をいう」の下に「以下同じ」を加え、「内用液剤の剤型」を「経口液剤の剤形」に改める。

第十三号中「錠剤」の下に「ゼリー状ドロップ剤」を加え、「内用液剤の剤型」を「経口液剤の剤形」に改め、同号二を次のように改める。

二 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、次に掲げる範囲とする。ただし、別表第十三のIV又はVに掲げる有効成分を配合する場合には、妊娠授乳期又は産前産後の栄養補給を効能及び効果としない。また、(3)については別表第十三の二のIからⅢまでに掲げる有効成分のいずれかを一種以上配合する場合に、(4)については同表のIIからⅢまでに掲げる有効成分のいずれかを一種以上配合する場合に、(5)については同表のIIからⅢまでに掲げる有効成分のいずれかを一種以上配合する場合に、同表のそれぞれの区分に掲げる効能及び効果を表示として付記することができる。

(1) 体力、身体抵抗力又は集中力の維持・改善

(2) 疲労の回復・予防

(3) 虚弱体质（加齢による身体虚弱を含む。）に伴う身体不調の改善・予防

(4) 日常生活における栄養不良に伴う身体不調の改善・予防

(5) 病中病後の体力低下時、発熱を伴う消耗性疾患時、食欲不振時、妊娠授乳期又は産前産後等の栄養補給

別表第六中「以下」の下に「この表において」を加え、「I、II、III」を「IからIIIまで」に改める。  
別表第十三を次のように改める。

VIII	VII	VI	V	IV	III	II
			B 項	A 項		
アスコルビン酸	塩酸ヒドロキソコバラミン	トコフェロール	コハク酸 d-α-トコフェロール	二〇〇〇国際単位	二〇〇〇国際単位	二 mg
アスコルビン酸カルシウム	シアノコバラミン	d-α-トコフェロール	コハク酸 d-α-トコフェロール	二〇〇〇国際単位	二〇〇〇国際単位	二 mg
アスコルビン酸ナトリウム	ヒドロキソコバラミン	トコフェロール	コハク酸 d-α-トコフェロール	二〇〇〇国際単位	二〇〇〇国際単位	二 mg
五〇〇 mg	五〇〇 mg	六〇 μg	六〇 μg	五〇〇 mg	五〇〇 mg	五 mg
五〇 mg	五〇 mg	五 mg	五 mg	五 mg	五 mg	五 mg

E項	D項	C項	B項	X												IX			
				A項			D項			C項		B項		A項		IX			
ガソマオリザノール	オロチニ酸コリン	物L-システィン塩酸塩水和	ウルソデオキシコール酸	L-システィン塩酸塩水和	L-アラギン酸カリウム	L-アスパラギン酸カリウム	葉酸	ビオチン	バントテン酸カルシウム	パンテノール	ニコチニ酸アミド								
一〇mg	一五〇mg	一六〇mg	一六〇mg	二四〇mg	二四〇mg	二四〇mg	二四〇mg	二四〇mg	二四〇mg	二四〇mg	二四〇mg	二四〇mg	二四〇mg	二四〇mg	一〇〇μg	五〇〇μg	三〇mg	三〇mg	六〇mg
五mg	六〇mg	三〇mg	一〇mg	一二mg	一二mg	一二mg	一二mg	一二mg	一二mg	一二mg	一二mg	一二mg	一二mg	一二mg	一〇〇μg	一〇μg	五mg	五mg	一二mg

F項	G項	H項	I項	J項	K項	X												XI(生薬)	
						A項			D項			C項		B項		A項		XI(生薬)	
コウジン	ケイヒ	クコシ	カンゾウ	ガラナ	ジン	エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	粉末の場合	粉末の場合	粉末の場合	無水カフェイン	グルクロロン酸アミド	フルクト糖第一鉄	クエン酸鉄アンモニウム	無水リシン酸水素カルシウム水和物	グリセロリン酸カルシウム	ケエン酸カルシウム	
エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	五二五mg	五〇〇mg	五〇〇mg	一七・八mg	一七・八mg	一七・八mg	グリチルリチン酸エチル	グルクロロン酸	フルクト糖第一鉄	クエン酸鉄アンモニウム	無水リシン酸水素カルシウム水和物	グリセロリン酸カルシウム	ケエン酸カルシウム	
エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	一五二mg	一五〇mg	一五〇mg	一五〇mg	一五〇mg	一五〇mg	グリチルリチン酸エチル	グルクロロン酸	フルクト糖第一鉄	クエン酸鉄アンモニウム	無水リシン酸水素カルシウム水和物	グリセロリン酸カルシウム	ケエン酸カルシウム	
エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	一五〇mg	一五〇mg	一五〇mg	一五〇mg	一五〇mg	一五〇mg	グリチルリチン酸エチル	グルクロロン酸	フルクト糖第一鉄	クエン酸鉄アンモニウム	無水リシン酸水素カルシウム水和物	グリセロリン酸カルシウム	ケエン酸カルシウム	
エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	エキスの場合	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	グリチルリチン酸エチル	グルクロロン酸	フルクト糖第一鉄	クエン酸鉄アンモニウム	無水リシン酸水素カルシウム水和物	グリセロリン酸カルシウム	ケエン酸カルシウム	



XII	X
目 の 疲 れ	二日酔いに伴う食欲の低下、 だるさ

(注) 別表第十三のXのJ項に掲げる有効成分又は同表のXIに掲げる有効成分のうちガラナを配合する場合には、別表第十三の二の規定にかかわらず、寝付きが悪い、眠りが浅い、目覚めが悪い」を効能及び効果としない。

チザダ酸分オニンアルアーニン、タルニチル、塩化物ジクロロオニン酔酸ジジカルに掲げる有効成分、表のIに掲げる有効成分、表のXのA項に掲げる有効成分、表のIに掲げる有効成分、表のXのB項に掲げる有効成分、表のC項に掲げる有効成分、表のD項に掲げる有効成分、表のE項に掲げる有効成分、表のF項に掲げる有効成分、表のG項に掲げる有効成分、表のH項に掲げる有効成分、表のIに掲げる有効成分、表のJに掲げる有効成分、表のK項に掲げる有効成分、表のLに掲げる有効成分、表のMに掲げる有効成分、表のNに掲げる有効成分、表のOに掲げる有効成分、表のPに掲げる有効成分、表のQに掲げる有効成分、表のRに掲げる有効成分、表のSに掲げる有効成分、表のTに掲げる有効成分、表のUに掲げる有効成分、表のVに掲げる有効成分、表のWに掲げる有効成分、表のXに掲げる有効成分、表のYに掲げる有効成分、表のZに掲げる有効成分。